

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十七(三) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外	名 称 1			
	本たの 店る所 又事在 は務 主所	国 名 又 は 地 域 名 2		
		所 在 地 3		
国	事 業 年 度 4	・ ・	・ ・	・ ・
	主 た る 事 業 5			
関	外 国 関 係 会 社 の 区 分 6	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等
	資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 7	() 円	() 円	() 円
会	株 式 等 の 保 有 割 合 8	%	%	%
	社 営 業 収 益 又 は 売 上 高 9	() 円	() 円	() 円
の	営 業 利 益 10	() 円	() 円	() 円
	税 引 前 当 期 利 益 11	() 円	() 円	() 円
名	利 益 剰 余 金 12	() 円	() 円	() 円
	所 得 に 対 す る 租 税 の 負 担 割 合 (別表十七(三)付表二「39」又は「40」) 13	%	%	%
称	企 業 集 団 等 所 得 課 税 規 定 の 適 用 を 受 け る 外 国 関 係 会 社 の 該 当 ・ 非 該 当 14	該 当 ・ 非 該 当	該 当 ・ 非 該 当	該 当 ・ 非 該 当
	等 添 付 書 類 15	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類
課 税 対 象 金 額 の 状 況	適 用 対 象 金 額 、 部 分 適 用 対 象 金 額 又 は 金 融 子 会 社 等 部 分 適 用 対 象 金 額 (別表十七(三)の二)「26」、別表十七(三)の三)「7」又は別表十七(三)の四)「9」) 16			
	請 求 権 等 勘 案 合 算 割 合 (別表十七(三)の二)「27」、別表十七(三)の三)「8」又は別表十七(三)の四)「10」) 17	%	%	%
	課 税 対 象 金 額 、 部 分 課 税 対 象 金 額 若 しくは 金 融 子 会 社 等 部 分 課 税 対 象 金 額 又 は 個 別 課 税 対 象 金 額 、 個 別 部 分 課 税 対 象 金 額 若 しくは 個 別 金 融 子 会 社 等 部 分 課 税 対 象 金 額 (別表十七(三)の二)「28」、別表十七(三)の三)「9」又は別表十七(三)の四)「11」) 18	() 円	() 円	() 円